

令和3年12月9日

電源開発株式会社
代表取締役 渡部 肇史 様

日本野鳥の会石川
代表 中村正男
〒929-1125 石川県かほく市宇野気 1-71

公益財団法人日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一
〒141-0031 東京都品川区西五反田 3-9-23 丸和ビル

(仮称)輪島ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書への意見書

貴社が作成された(仮称)輪島ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書(以下、準備書という)における対象事業実施区域(以下、計画地という)には、地域の生態系ピラミッドの頂点に立つ希少な猛禽類が多く生息しており、かつ、小鳥類の渡りが多い場所です。そのため風力発電施設(以下、風車という)の稼働後には、バードストライクや障壁影響を含む生息地放棄等が発生することが大きく危惧されます。また、既設並びにすでに計画が進められている他の風力発電事業も多数存在するため、下記の配慮と対応を求めます。

記

1. 準備書には既設風力発電所として、輪島コミュニティウインドファーム、輪島もんぜん市民風車、また、計画中の風力発電所として、(仮称)西能登ウインドファーム事業が記載されています。さらに、準備書段階では明らかでなかった(仮称)輪島市南志見風力発電事業、(仮称)深見町ウインドファーム、(仮称)門前穴水風力発電事業等の計画も現在は明確になっています。さらに、環境影響評価法では環境アセスメントが不要と推測される詳細が不明な、合同会社開発57号、クラウドバンク・インキュラボ株式会社、さとみ風力発電事業合同会社、合同会社アレックの事業等が前述の風力発電所、風力発電事業計画より近隣に計画されています。準備書では他事業との累積的影響評価がなされていませんが、これらの他事業との累積的影響評価を実施すべきです。
2. 重要な鳥類への影響予測結果(ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、サシバ、クマタカ、ハヤブサ)と、上位性注目種(ノスリ)への影響予測結果によると、ブレード、タワーへの接近・接触での球体モデルの年間衝突個体数の推定値の合計は約0.278個体/年であり、風力発電機が20年間稼働した場合の衝突個体数は6個体程度と推測されることとなりますが、希少猛禽類は生態系の上位に位置し風車への衝突による生態系への影響は大きく真摯にとらえるべきです。特に、ハチクマでは4ペア2巣、サシバでは3ペアの営巣、ノスリでは7巣が確認されたとあり、採餌を目的で飛翔する個体、あるいは飛翔能力や障害物回避力が低い巣立ったばかりの幼鳥が衝突する可能性は飛躍的に高くなることを懸念します。
3. また、渡り鳥通過個体への影響予測結果における、アトリとシメのブレード、タワーへの接近・接触での球体モデルの年間衝突個体数の推定値の合計は約3.207個体/年であり、20年間では65個体程度と推測されることとなります。これは、調査時に確認された個体数(50個体以上)の記録であり、年に

よって飛来する数が大きく違う小鳥では、あくまでも目安として考えるべきです。

4. 希少猛禽類の飛翔経路、飛翔高度の観察結果においては、多くの確認例があるハチクマ、サシバ、ノスリの飛翔情報が記載されていないため、どの設置位置にある風車の影響が大きいかが推測できません。これらは営巣位置が推測されないための措置だと思われませんが、これでは準備書を閲覧したものにとっては評価不能であり、営巣位置が想定されないような工夫を行った上での表記が必要です。調査の結果により、閲覧者がバードストライクの危険性について予測、評価が妥当かどうかの判断ができないため、少なくとも閲覧者が判断できる情報を提示すべきです。
5. 船舶レーダーを用いた調査においては、鳥種の分類ができないことは理解できますが、調査、予測及び評価結果の概要に延べられていません。図 10.1.4-20 渡り鳥の確認個体数では MB1, MB2 は計画地内に位置することより、垂直方向の調査から設置位置にある風車について予測及び評価結果を示すべきです。
6. 事後調査としては、バードストライクの有無だけではなく、生息する鳥類、特に希少猛禽類のペアの分布や飛翔パターン、生息状況等が事業後にどのように変化するかを確認し、風車稼働による影響を検証すべきです。また、第三者を入れた検討体制を作り、バードストライクが多発した場合は、事業者のみでなく第三者となる有識者も入れて検討する機会を設け、対象となる風車の稼働停止、さらにバードストライクが定常的に発生する場合には、影響の軽減策に風車の撤去を含めるべきです。事後調査計画（表 10.3.1-1）では「バットストライク・バードストライクに関する調査」では、稼働後1年間の調査とし、重要種の死骸を確認した際には一時冷凍保管して関係各所に報告し、調査後に専門家の意見を踏まえて継続の要否を判断するとあります。これでは、事業後の猛禽類の変化、分布や飛翔パターン、生息状況等の調査が行われず、事後調査としては全く不十分です。また、継続の要否は第三者の意見も取り入れて公正な判断を行うべきです。希少猛禽類のバードストライクが発生していたならば直ちに風車の稼働を止め、繁殖行動による成鳥の行動によるもの、幼鳥の飛翔によるものなどの原因を究明し、さらにバードストライクが発生する可能性があればそのシーズンでの風車の稼働を停止すべきです。事後調査については、風車の稼働直後の状態、さらに、稼働の平常化した状態での調査を行い、希少猛禽類のペアの入れ代わりなども考慮して、「稼働から1年後、5年後、10年後」の調査を最低限実施すべきです。
なお、事後調査の結果は事業者のホームページに公開するとありますが、第三者委員会での検討結果も盛り込むべきです。バードストライクについては、重要な種だけではなく、全ての事例も公開する種に含める必要があります。
7. 環境アセスメント制度における準備書がダウンロードや印刷できないのは、著作権者である貴社の意向によるものです。しかし、1千ページを超える準備書に対して環境影響評価法により定められているとは言え、縦覧期間が1ヶ月と短く、かつ、意見書の提出期限までの2週間が縦覧できないことは作成した意見書の準備書との整合を確認できません。これを避けるためにもインターネット上で縦覧期間を延長か、常時閲覧可能にするべきです。
また、環境影響評価法に規定される縦覧・公開期間が終了した後も、環境省のウェブサイトおよびアセス図書（国立国会図書館支部・環境省図書館）での公開を行っていただきたい。さらには、石川県立図書館での公開も検討願いたい。

以上